

【ポスター発表】

生活困窮者自立相談事業利用者にみる単身世帯の特徴

ー A市の生活困窮者自立相談支援事業利用者の調査分析からー

○ 東京成徳大学 朝比奈朋子（会員番号 6526）、杉野緑（岐阜県立看護大学・771）

キーワード3つ：生活困窮者自立支援制度・不安定低所得層・単身世帯

1. 研究目的

本報告は、生活困窮者自立支援制度の利用者のうち、単身者の生活状況の現状からその特徴を分析し、現代の不安定低所得層の持つ生活の不安定性の構造の特質を捉えることを目的とする。

報告者たちは「生活困窮者自立支援制度利用者に見る世帯の特徴-A市の生活困窮者自立相談支援事業利用者の調査分析から-」（朝比奈・杉野 2018）において、生活困窮者自立相談支援事業の利用者のうち、経済的困窮を主訴とする複数の世帯員から成る複数人世帯に着目してその世帯の特徴を分析した結果、稼働年齢の「子」と高齢者である「親」から成る、寄せ集まって生活している世帯の特徴を明らかにした。本報告では、単身世帯についてその特徴を把握する。

2. 研究の視点および方法

(1) 研究の視点

生活困窮者自立相談事業利用者のうち、相談者の主訴が経済的困窮に関連する世帯を抽出し、単身世帯の持つ生活上の種々の不安定性が経済的困窮に繋がっているのではないかと仮説を立て、主に健康状態と就労状況を年齢及び性別に着目して分析した。

(2) 研究方法（分析対象と方法）

A市における生活困窮者自立相談支援事業を2015（平成27）年4月から2016（平成28）年1月末日までの間に初回相談として利用した全262ケースのうち、相談したいこととして「住まい」「収入・生活費」「家賃やローンの支払」「税金や公共料金等の支払」「債務」「食べるものがない」のいずれかに回答をした相談内容が経済的相談である単身世帯66ケースを対象とする。A市が「相談受付・申込票」及び「インテーク・アセスメントシート」よりケース転記票へ転記した匿名化されたデータの提供を受け、分析を行った。

3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会研究倫理指針を厳守して研究を行った。東京成徳大学大学院研究倫理審査を受け、承認された（16-3）。なお、本報告は報告者の責任で行う。

4. 研究結果

(1) 単身世帯の基本的な特徴

単身世帯は経済的相談ケースの36.7%を占め、対象総数66ケースのうち男性45名（68.2%）、女性21名（31.8%）、64歳以下の男性40名（60.6%）、女性11名（16.7%）と64歳以下の男性が中心であった。相談したいことは「収入・生活費」54名、「仕事探し、就

職」27名である。全体の約60%は健康状態が良くない。就労状況は「仕事を探したい」31.9%、「仕事をしていない」24.2%、「就労している」23.1%であった。

(2) 住居

住居は、「賃貸アパート・マンション」34名(51.6%)、「持ち家」12名(18.3%)、「公営住宅」7名(10.6%)と、男女共に「賃貸アパート・マンション」居住者が最も多い。

(3) 男性稼働年齢層の特徴

①健康状態別にみる就労状況

単身世帯の中心である64歳以下の単身男性40名に着目して健康状態別に就労状況をみると、以下の3グループに大別された。i.健康状態が良く、相談時に就労している者(7名、平均年齢38.7歳)。全員が非正規雇用であった。ii.相談時に健康状態が良く、仕事を探したい現在無職の者(5名、平均年齢47.0歳)。内3名に精神疾患による通院歴がある。iii.健康状態が良くないが就労している者(10名、平均年齢45.7歳)。通院している者7名、内5名は精神疾患。就労状況は、正規雇用4名、非正規雇用4名、福祉的就労2名である。

②債務状況

64歳以下の単身男性の債務状況をみると、「有」22名と半数に何らかの債務がある。内容をみると、住宅ローンや多額の債務ではなく、1か所あたり100万円未満のクレジットカードのキャッシングが多い。

5. 考察

男性単身世帯の分析から、稼働年齢にある年齢層が中心であることが明らかになった。大別すると、①職業が不安定で、職を転々としているが、明確な「失業」とは言えないような働き方をしている者、②健康状態は良くないが、現時点で就労している。しかし多くが非正規雇用である者、③現在無職で、仕事を探しているが、平均年齢が相対的に高い者、の3グループであった。①の職業は低位な職であり、短期間の細切れるな就労、かつその収入は不安定であり雇用保険の適用外である。②はそこに健康問題が加わる。③は①と②が無職の状態である。つまり、稼働収入額が単身生活を支えるだけの金額でないことに加え、社会保障制度に繋がらない就労状況が根底にあることが示された。その上に、精神疾患等の健康問題を抱えても社会保障給付等に繋がらない、または繋がっても年金額等が単身生活を支える金額に足りないために就労したり、仕事を求めたりしていた。さらに共通している生活の不安定性に住居問題がある。このように考えると、生活困窮者自立相談支援事業の相談窓口に現れている単身世帯の者は、住宅費を含む必要最低限の生活費が不足し経済的困窮に陥っていると考えられる。その不足は債務状況によって示されており、「収入・生活費」の相談に現れているといえる。

〔文献〕朝比奈朋子・杉野緑(2018)「生活困窮者自立支援制度利用者に見る世帯の特徴-A市の生活困窮者自立相談支援事業利用者の調査分析から-」東京成徳大学研究紀要第25号